

土木設計業務等共通仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、本市の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る設計業務委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び適用を図るとともに、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

3 特記仕様書、図面及びこの仕様書の間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に記載された数字が相違する場合、受注者は、調査職員に確認して指示を受けなければならない。

4 測量及び調査に関する業務については、別に定める仕様書によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発注者とは、本市をいう。

(2) 受注者とは、発注者と設計業務委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。

(3) 調査職員とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項の規定により調査職員として通知されたものをいう。

(4) 検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

(5) 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理、統轄等を行う者で、契約書第10条第1項の規定により管理技術者と定められたものをいう。

(6) 照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定により照査技術者と定められたものをいう。

(7) 担当技術者とは、管理技術者の下で業務を担当する者で、受注者が定めたものをいう。

(8) 同等の能力と経験を有する技術者とは、当該設計業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定するもの又は発注者が承諾したものをいう。

(9) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

(10) 契約書とは、別冊の「設計業務委託契約書」をいう。

(11) 設計図書とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する回答書をいう。

(12) 仕様書とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）をいう。

(13) 共通仕様書とは、各設計業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいい、この仕様書、国土交通省近畿地方整備局監修「土木設計業務等委託必携」の第2編河川編から第6編道路編まで（以下「土木設計共通仕様書」という。）及び特記仕様書で明記したものをいう。

(14) 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務の履行に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

(15) 数量総括表とは、設計業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

(16) 現場説明書とは、設計業務の入札に参加しようとする者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書類をいう。

(17) 質問回答書とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問に対して、発注者が回答した書面をいう。

(18) 図面とは、入札等に際して発注者が交付した図面、発注者が変更又は追加した図面及び図面の基になる

計算書等の書類をいう。

- (19) 指示とは、調査職員が受注者に対して、設計業務の履行上必要な事項について、書面をもって示し、行わせることをいう。
- (20) 請求とは、発注者又は受注者が契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- (21) 通知とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対して、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対して、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 報告とは、受注者が調査職員に対して、設計業務の履行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (23) 申出とは、受注者が契約の履行又は変更に関し、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (24) 承諾とは、受注者が調査職員に対して、書面で申し出た設計業務の履行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (25) 質問とは、不明な点について、書面をもって問うことをいう。
- (26) 回答とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
- (27) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (28) 提出とは、受注者が調査職員に対して、設計業務に係る書面その他資料について説明をし、それらを差し出すことをいう。
- (29) 書面とは、手書き、印刷等がされた伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は記名押印したものを有効とする。

緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差し替えるものとする。

電子納品を行う場合は、別途、調査職員と協議するものとする。
- (30) 検査とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務の完了を確認することをいう。
- (31) 打合せとは、設計業務を適正かつ円滑に履行するため、管理技術者等と調査職員が面談により設計業務の方針、条件等の疑義を質すことをいう。
- (32) 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき事由による不良箇所を発見した場合において、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (33) 協力者とは、受注者が設計業務の履行に当たって再委託する者をいう。
- (34) 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。

(設計業務の着手)

第3条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務に着手（管理技術者が設計業務を履行するため、調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。以下同じ。）しなければならない。

(設計図書の貸与)

第4条 調査職員は、設計業務の履行に当たり必要があると認めた場合は、図面の原図、設計図書に定める図書その他関係資料（以下「関係資料等」という。）を受注者に貸与することができる。ただし、設計業務の履行に必要な各種基準書等市販されている物については、受注者の負担により備えるものとする。

2 受注者は、前項本文の規定により貸与された関係資料等については、丁寧に取り扱い、これらに損傷を与え

てはならない。損傷を与えた場合には、受注者の責任において修復しなければならない。

3 受注者は、貸与された関係資料等が守秘義務を伴うものであるときは、これらを複写してはならない。

4 受注者は、貸与された関係資料等を使用した後は、直ちにこれらを調査職員に返却しなければならない。

(調査職員)

第5条 発注者は、設計業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

2 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情により、調査職員が受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとし、調査職員は既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを受注者に交付するものとする。

(管理技術者)

第6条 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

2 管理技術者は、総合技術監理部門（当該設計業務に該当する科目を選択したことを要する。）若しくは当該設計業務部門の技術士若しくはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格を有する者又はこれらの者と同等の能力と経験を有する技術者であると発注者が認めた者のうち、特記仕様書に定める業務経験を有するものでなければならない。

3 管理技術者は、契約書第10条第2項に規定する権限を有する。ただし、受注者が管理技術者の権限を制限した場合には、発注者に書面をもって報告をしない限り、受注者は、このことを発注者に対抗することができず、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、設計業務を履行しなければならない。

5 管理技術者は、第7条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

第7条 発注者が設計図書において成果物（成果物に至らない段階の物を含む。）の技術上の照査を照査技術者により行うと定めた場合には、受注者は、契約書第11条第1項の規定に基づき、照査技術者の氏名その他発注者が指示した事項を発注者に通知しなければならない。

2 照査技術者は、総合技術監理部門（当該設計業務に該当する科目を選択したことを要する。）若しくは当該設計業務部門の技術士若しくはRCCMの資格を有する者又はこれらの者と同等の能力と経験を有する技術者であると発注者が認めた者のうち、特記仕様書に定める業務経験を有するものでなければならない。

3 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4 照査技術者は、設計図書に定めるところ及び調査職員の指示する業務の節目ごとに、その成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5 照査技術者は、設計業務の完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、署名押印の上、管理技術者に差し出すものとする。

(担当技術者)

第8条 受注者は、設計業務の履行に当たり担当技術者（管理技術者を兼務する者を除く。）を定める場合には、その者の氏名その他発注者が指示する事項を調査職員に提出するものとする。

担当技術者を複数人とするときは、3人までとする。

2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を履行しなければならない。

3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

(提出書類)

第9条 受注者は、発注者が指定した様式により契約締結後に、関係書類（契約金に係る請求書、請求代金代理

受領承諾書、遅延賠償金請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及び現場説明の際指定した書類を除く。)を調査職員を経由して、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する書類で、様式の定められていないものについては、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合には、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は契約変更時において契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認及び確認欄の記入を受け、受注時は契約後10日(土曜日・日曜日・祝日等を除く。以下同じ。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜、(一財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センターに登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出すること。なお、変更時と完了時の間が、10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(打合せ等)

第10条 設計業務を適正かつ円滑に履行するため、管理技術者と調査職員は、常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

連絡は、Eメール等電子メールを活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿に記録するものとする。

2 設計業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいては、管理技術者と調査職員は、打合せを行うものとし、その結果については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第11条 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき、次の各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容及び部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 使用する主な機器
- (10) 連絡体制(緊急時を含む。)
- (11) その他必要事項

受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 調査職員が指示した事項については、受注者は、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
(関係官公庁等への手続等)

第12条 受注者は、設計業務の履行に当たり発注者が行う関係官公庁等への手続に協力しなければならない。

受注者は、設計業務を履行するため関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合、速やかに行わなければならない。

2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し、協議しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 契約書第12条第1項の定めるところにより、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行い、調査職員の指示がある場合には、受注者は、これに協力しなければならない。この場合において、受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、屋外で設計業務を履行するに際し地元関係者から質問、疑義等に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、及び地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め又は調査職員の指示により、地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、説明、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 受注者は、設計業務の履行中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を履行しなければならない場合には、設計図書の定めるところより地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受注者は、前項の地元協議等により既に作成した設計の内容を変更する必要がある場合には、発注者の指示に基づき、変更するものとする。この場合において、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

(土地への立入り等)

第14条 受注者は、屋外で設計業務を履行するに当たり第三者の土地に立ち入る場合には、調査職員及び関係者と協調を保ち、設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

2 受注者は設計業務を履行するため植物の伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する必要があるときは、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該物又は土地若しくは工作物の所有者又は占有者の承諾を得るものとする。

第三者の土地への立入りに関する当該土地の所有者又は占有者の承諾は、発注者が得るものであるが、調査職員の指示がある場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において損失が生じた場合、契約図書に定めるもの以外は、調査職員との協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たり、あらかじめ立入証明書交付願を発注者に提出し、立入証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

受注者は、立入り作業終了後10日以内に立入証明書を発注者に返却しなければならない。

(成果物の提出)

第15条 受注者は、設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合には、照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は調査職員が指示する場合には、履行期間中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。

- 3 成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
- 4 受注者は、和歌山市電子納品運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき作成した電子データにより、成果物を提出するものとする。

ガイドラインに特に記載のない項目については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

電子納品に対応するための措置については、ガイドラインを参考にするものとする。

- 5 契約書第32条第1項の規定に基づく受注者の業務完了通知書は、契約図書により義務づけられた資料の整備をすべて完了し、調査職員に提出した後でなければ、これを提出してはならない。

（関係法令等の遵守）

第16条 受注者は、設計業務の履行に当たっては、関連する関係法令、条例等を遵守しなければならない。

（検査）

第17条 発注者は、設計業務の検査に先立ち、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。検査に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）成果物の検査

（2）設計業務の管理状況の検査

設計業務の状況について、書類、記録、写真等により検査を行う。この場合において、電子納品の検査時の対応については、ガイドラインに基づくものとする。

（修補）

第18条 検査職員が修補の指示をした場合には、受注者は、直ちに修補を行わなければならない。この場合において、修補の完了の確認は、検査職員の指示するところによるものとする。

（契約不適合責任）

第18条の2 契約書第41条第1項の規定に基づき、発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

- 2 契約書第41条第2項の規定に基づき、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとする。

（条件変更等）

第19条 契約書第18条第1項第5号の「予期することのできない特別な状態」とは、天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、同号に適合すると判断した場合とする。

（契約変更）

第20条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の変更を行うものとする。

（1）設計業務の内容の変更により契約金額に変更を生ずる場合

（2）履行期間の変更を行う場合

（3）調査職員と受注者が協議し、設計業務の履行上必要があると認める場合

（4）契約書第31条第1項の規定により契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合

（履行期間の変更）

第21条 発注者は、受注者に対して設計業務の変更の指示を行う場合は、履行期間変更協議の対象か否かを併せて事前に通知するものとする。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務の一時中止を指示した事項であつ

ても、残履行期間、残設計業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長を請求する場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4 契約書第24条第1項の規定に基づく履行期間の短縮があった場合、受注者は、速やかに業務工程表を修正し、提出しなければならない。

(一時中止)

第22条 発注者は、契約書第20条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、設計業務の全部又は一部を必要と認める期間一時中止させることができる。ただし、受注者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務の中断については、第30条の臨機の措置により、適切に対応しなければならない。

(1) 第三者の土地への立入りの承諾が得られない場合

(2) 関連する他の業務等の進捗の遅れのため、設計業務の続行を不相当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により設計業務の続行が不相当又は不可能になった場合

(4) 天災等により設計業務の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 第三者（その財産も含む。）、受注者、使用人又は調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等調査職員が必要と認めた場合には、設計業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができる。

3 前2項の規定により設計業務の全部又は一部を一時中止した場合において、受注者は、屋外で行う設計業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第23条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、損害の賠償をしなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害及び契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害が、発注者の責めに帰すべき事由によるものとされた場合

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、損害の賠償又は履行の追完をしなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害及び契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害が、受注者の責めに帰すべき事由によるものとされた場合

(2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合

(3) 前2号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合

(引渡し前の成果物の使用)

第25条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書第34条第1項の規定に基づき、受注者に対して成果物の全部又は一部の使用を請求することができる。

(1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合

(2) その他特に必要と認められる場合

2 受注者は、前項の使用に同意した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

(再委託)

第26条 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

2 受注者は、前項に規定する業務以外の業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、設計業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導及び管理をし、設計業務を履行しなければならない。

協力者は、その者が本市の指名競争入札参加資格者である場合は、本市から指名停止の措置を受け、その停止期間中の者であってはならない。

(成果物の発表等)

第27条 受注者は、発注者の承諾を得て、単独又は他の者と共同で成果物を発表することができる。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条ただし書きの規定により発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第28条 受注者は、契約書第1条第5項の規定に基づき、設計業務を履行するに際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない義務を負う。ただし、成果物の発表については、前条第1項の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(安全の確保等)

第29条 受注者は、屋外での設計業務の履行に際しては、設計業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務の履行中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外での設計業務の履行に当たっては、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外での設計業務の履行に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

5 受注者は、屋外での設計業務の履行に当たっては、災害防止のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外での設計業務の履行に伴い、伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講ずること。

(2) 喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止すること。

(3) ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。

6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7 受注者は、屋外での設計業務の履行に当たり、豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にするための防災体制を確立しておかななければならない。

8 受注者は、屋外での設計業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

(臨機の措置)

第30条 受注者は、災害防止のため等必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、受注者は、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。

2 調査職員は、天災等により成果物の品質又は履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

(履行報告)

第31条 契約書第15条の規定に基づき、受注者は、履行状況報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

第32条 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日又は時間が定められている場合であって、その期日又は時間を変更する必要があるときは、あらかじめ調査職員と協議しなければならない。

2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合であって、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、あらかじめ、その理由を付した書面を調査職員に提出しなければならない。

(使用する技術基準等)

第33条 受注者は、設計業務を最新の技術水準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

最新の技術水準及び参考図書の使用に当たっては、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

(現地踏査)

第34条 受注者は、設計業務の履行に当たっては、現地踏査を行い、必要な現地の状況を把握しなければならない。

(設計業務の種類)

第35条 この仕様書において、次条から第39条に掲げる設計業務には、調査、計画及び設計の各業務を含む。

2 この仕様書に規定する設計業務は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、同様とする。

(調査業務の内容)

第36条 この仕様書において、調査業務とは、第34条に規定する現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定のうち、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。この調査結果を基に解析及び検討を同一の業務として行う場合は、これも調査業務とする。

(計画業務の内容)

第37条 この仕様書において、計画業務とは、第4条に規定する貸与された関係資料等並びに第33条に規定する技術基準及び参考図書並びに特記仕様書を用いて、解析及び検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。解析及び検討を行うための資料収集等の行為を同一の業務として行う場合は、これも計画業務とする。

(設計業務の内容)

第38条 設計業務とは、第4条に規定する貸与された関係資料等並びに第33条に規定する技術基準及び参考図書並びに特記仕様書を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。

2 基本計画とは、設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定することをいう。

3 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献、設計条件等に基づき、目的構造物の比較案又は最適案を提案することをいう。

4 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的及び経済的な側面からの評価及び検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費計算書等を作成することをいう。目的構造物の比較案の提案を同一の業務として行う場合は、これも予備設計という。

- 5 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む。）、縦横断面図、予備設計の成果品、地質資料、現地踏査結果、設計条件等に基づき、工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施行計画書等を作成することをいう。

（調査業務の条件）

第39条 受注者は、設計業務の着手に当たり、第4条に規定する貸与された関係資料等及び第33条に規定する技術基準、参考図書又は特記仕様書を基に調査条件を確認しなければならない。受注者は、これら書類に示されていない調査条件を設定する必要がある場合には、あらかじめ調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。

- 2 受注者は、現地踏査及び資料収集を行う場合には、第4条に規定する貸与された関係資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目及び資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の規定に基づき作業した結果と第4条に規定する貸与された関係資料等との間に相違する事項が生じた場合には、調査対象項目及び資料収集対象項目について、調査職員と協議しなければならない。

- 4 受注者は、設計図書及び第33条に規定する技術基準、参考図書又は特記仕様書に示された以外の解析方法等を用いる場合は、使用する理論、公式等について、その理由を付した書面を調査職員に提出し、調査職員の承諾を得なければならない。

（計画業務の条件）

第40条 受注者は、設計業務の着手に当たり、第4条に規定する貸与された関係資料等及び第33条に規定する技術基準、参考図書又は特記仕様書を基に計画条件を確認しなければならない。受注者は、これらの書類に示されていない計画条件を設定する必要がある場合には、あらかじめ調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。

- 2 受注者は、現地踏査及び資料収集を行う場合には、第4条に規定する貸与された関係資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目及び資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の規定に基づき作業した結果と第4条に規定する貸与された関係資料等との間に相違する事項が生じた場合には、調査対象項目及び資料収集対象項目について、調査職員と協議しなければならない。

- 4 受注者は、設計図書及び第33条に規定する技術基準、参考図書又は特記仕様書に示された以外の解析方法等を用いる場合は、使用する理論、公式等について、その理由を付した書面を調査職員に提出し、調査職員の承諾を得なければならない。

（設計業務の条件）

第41条 受注者は、設計業務の着手に当たり、第4条に規定する貸与された関係資料等及び第33条に規定する技術基準、参考図書又は特記仕様書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得なければならない。受注者は、これらの書類に示されていない設計条件を設定する必要がある場合には、あらかじめ調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。

- 2 受注者は、現地踏査及び資料収集を行う場合には、第4条に規定する貸与された関係資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目及び資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の規定に基づき作業した結果と第4条に規定する貸与された関係資料等との間に相違する事項が生じた場合には、調査対象項目及び資料収集対象項目について、調査職員と協議しなければならない。

- 4 受注者は、設計図書及び第33条に規定する技術基準、参考図書又は特記仕様書に示された以外の解析方法

等を用いる場合は、使用する理論、公式等について、その理由を付した書面を調査職員に提出し、調査職員の承諾を得なければならない。

5 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得なければならない。

6 設計に採用する材料及び製品は、J I S若しくはJ A Sの規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

7 設計において国土交通省土木構造物標準設計図集に集録されている構造物について記載する場合、発注者は、採用する構造物の呼び名を設計図書に明示し、受注者もこれに拘束されるものとする。

これらに定められた数量計算は、単位当たり数量を基準として行うものとする。

8 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論及び公式について、引用、引用文献等を示すとともに、その計算過程も明らかにしなければならない。

9 受注者は、設計に当たっては建設副産物の発生、抑制及び再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。

受注者は、建設副産物についての検討の成果として、リサイクル計画書を作成しなければならない。

10 受注者は、電子計算機によって設計計算を行う場合、プログラムと使用機種について、あらかじめ調査職員と協議しなければならない。

11 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合には、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施行方法等について、後段階の設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。この提案は、概略設計又は予備設計を行った受注者がその設計を通じて得た着目点、留意事項等コスト縮減の観点から後段階の設計時に一層の検討を行うべき事項について、後段階の設計を行う技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、この提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12 受注者は、概略設計若しくは予備設計における比較案の提案又は概略設計における比較案を予備設計において評価・検討する場合には、新技術情報提供システム（以下「NET I S」という。）等を利用し、新技術及び新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、NET I S等を利用し、新技術及び新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議し、採用する工法等を決定した後に、設計を行うものとする。

（調査業務及び計画業務の成果）

第42条 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り、土木設計共通仕様書第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。

2 受注者は、業務報告書の作成に当たっては、その検討、解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討、解析等の過程とともに取りまとめるものとする。

3 受注者は、現地踏査を行った場合には、現地の状況を示す写真とともに、その結果を取りまとめなければならない。

4 受注者は、検討及び解析に使用した理論及び公式について、引用、引用文献等を示すとともに、その計算過程も明らかにしなければならない。

5 受注者は、成果物の作成に当たっては、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

（設計業務の成果）

第43条 成果の内容については、次の各号について取りまとめるものとする。

（1）設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し、取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は「土木工事数量算出要領（案）」により行うものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」に基づき、工種別及び区間別に取りまとめるものとする。ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、調査職員と協議した単価と前号ただし書きの規定に従い、算出した概略数量を基に算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(ア) 計画工程表

(イ) 使用機械

(ウ) 施工方法

(エ) 施工管理

(オ) 仮設備計画

(カ) 特記事項その他

2) 特殊な構造又は特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を行った場合には、現地の状況を示す写真とともに、その結果を取りまとめなければならない。